

名証自規G第20号
平成27年7月3日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 中村 秀昭

「適時開示ガイドブック」等の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当取引所では、下記の記載内容の見直しを行った「適時開示ガイドブック（2015年7月版）」を作成し、上場会社通信サイトに掲載いたしましたのでご通知申し上げます。

また、同じく上場会社通信サイトに掲載しております上場関係規則集につきましても平成27年6月1日現在のものに差し替えておりますので、併せてご確認ください。

各位におかれましては、貴社内のご関係先に宜しくご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

<改訂概要>

1. 新Talentの稼働に伴うコーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領の見直し等

【第9章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 ほか】

<通知日等>

平成27年2月25日
(名証自規G第6号
(平成27年3月5日
付名証自規G第8号
による訂正を含む))

2. 「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏ました「連結財務諸表の用語、
様式及び作成方法に関する規則」の改正に伴う見直し

【第1章 3. (1)②軽微基準への該当性の検討、
第2、3、4、6、7章における各適時開示項目の軽微基準及び開示様式例、
決算短信様式・作成要領、四半期決算短信様式・作成要領 ほか】

平成27年3月30日
(名証自規G第12号)

3. 平成26年会社法改正に伴う見直し

【第1章 3. (2)②事前相談の要否・時期の確認、

第2章 1、8、13、18、32、38、39、第3章15、

第7章【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】、

同章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】、

第9章 2. 内国株式関係の提出書類一覧表、

同章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 ほか】

平成27年4月20日
(名証自規G第13号)

<p>4. コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う見直し 【第7章 2. (5) コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明、 同章 3. (3) コーポレートガバナンス・コードの尊重、 同章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】、 同章【コーポレートガバナンス・コード】、 第9章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 ほか】</p>	<p>平成 27 年 5 月 14 日 (名証自規G第 14 号)</p>
<p>5. 法令改正及び上場規則改正に伴う「適時開示、内部者取引規制、臨時報告書提出に係る条文一覧」の更新 【参考資料】</p>	
<p>6. その他、所要の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ I F R S任意適用会社における適時開示の軽微基準について、日本基準における「連結純資産」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を、それぞれ「資本合計」及び「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替える旨を明記 【第2章、第3章、第4章、第6章における各適示開示項目の軽微基準等】 ・ 連結純資産の 30%に相当する額以上の資金の借入について、原則として、適時開示が求められる旨を明記 【第2章 40. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項】 ・ その他、字句修正等 </p>	

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp